

経過措置期間延長のご案内

謹啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一部包装規格販売中止のご案内を致しました下記製品につきまして、経過措置期間が2026年3月31日までとなっておりますが、この度の官報公示（2026年3月5日付厚生労働省告示第68号）により、経過措置期間が延長されましたので、改めてご案内申し上げます。

より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【延長後の経過措置期間満了日】 2027年3月31日

【経過措置期間延長製品】

製品名	包装	統一商品コード	販売包装 単位コード	薬価基準収載 医薬品コード (個別医薬品コード)	最終製造番号/ 使用期限
イソソルビド内用液 70%分包 40mL「CEO」	40mL×42包	123-15596-0	(01)14987123155967	2139001S5023	A483/ 2028年9月

イソソルビド内用液 70%「CEO」、イソソルビド内用液 70%分包 30mL「CEO」につきましては、これまで通り継続して販売いたしますので、引き続きご用命賜りますようお願い申し上げます。

以上

